

## 埼玉県議会ハラスメント防止等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県議会議員（以下「議員」という。）間のハラスメントの発生の防止及び適切な解決を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 議員による議会又は会派における優越的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は選挙活動その他の政治活動（以下「政治活動等」という。）上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた議員（以下「相手方」という。）の政治活動等の環境を害するもの
  - (2) 議員による政治活動等における性的な言動であって、相手方がその対応により政治活動等において不利益を受ける等、相手方の政治活動等の環境を害するもの
  - (3) 議員による政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手方の政治活動等の環境を害するもの
  - (4) 議員によるその他前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は相手方の政治活動等の環境を害するもの
- 2 この要綱において「代表者会議」とは、議会全般の諸問題に関し協議又は調整を行うことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び埼玉県議会会議規則（昭和58年3月25日議会規則第1号）第84条の規定により設置された各会派代表者会議をいう。

### (議員の責務)

- 第3条 議員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。
- 2 議員は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して埼玉県議会（以下「議会」という。）からハラスメントの発生を防止するよう取り組むものとする。
  - 3 議員は、県民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。

(研修等)

第4条 議長は、ハラスメントの発生を防止するため、議員に対する研修を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントに該当する事案の実態調査その他ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修に活用するとともに、実態調査等の結果を踏まえた議会による必要な取組の推進に努めるものとする。

(相談体制の整備)

第5条 議長は、弁護士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員として委嘱する。

2 議長は、埼玉県議会事務局の職員の中から指定した者（以下「指定職員」という。）を相談員の補助業務に従事させるものとする。

3 議員であってハラスメントによる被害を申し立てるもの（以下「申立人」という。）は、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第6条 前条第3項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人及び申立人がハラスメントを行ったとする議員（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うものとする。この場合において、相談員は、議長が認める範囲において、本項に基づく業務を他の調査に関する専門的な知識及び経験を有する者に委託し、又は指定職員に補助させることができる。

2 議長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員、相談員の委託を受けた者及び指定職員は、当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、調査その他の相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4 相談員は、受けた相談が前項の規定に該当しないときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。

6 相談員、相談員の委託を受けた者及び指定職員は、第1項から第4項までの規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉

又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第7条 前条第1項の規定により相談員、相談員の委託を受けた者及び指定職員が相談事案に関する調査を行うときは、当該事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった当該事案の関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第8条 申立人及び被申立人並びに第5条第3項の規定による相談に関わる者は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、第5条第3項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談内容に関する事項を公にしてはならない。

2 前項の規定に反し、前項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から、確認した事実及び公にされた事項のうち事実と反するものの公表、当該相談業務の中止又は停止等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定により措置を講ずるときは、議長は、申立人又は被申立人に対しその旨を通知するものとする。

4 申立人及び被申立人並びに第5条第3項の規定による相談に関わる者（ただし、相談員を除く。）は、次の各号に掲げる行為その他の相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(1) 第5条第3項に規定する相談の取下げ又は第6条第1項に規定する調査の中止を求め、若しくは促す行為

(2) 第6条第1項の規定による調査に協力しないよう求め、若しくは促し、又は自己に有利な証言を強要する行為

(3) 第5条第3項の規定による相談事案に関し、相談員を介さず、自ら事実の確認をし、若しくは証言を求め、又は第5条第2項の指定職員に情報を求める行為

(4) 相談事案に関し、相手方の政治活動の環境を害する事態の発生若しくはそのおそれを告げ、又は危惧させる等の不利益を示唆する行為

(5) 要綱及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等の趣旨を踏まえ、個別の相談事案の処理の過程において相談員が中止又は禁止を求める行為

(防止措置等)

- 第9条 議長は、相談員の報告又は意見を踏まえ、当該ハラスメントに係る議会による対応として必要と認め、かつ可能な範囲において、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ代表者会議に報告し、協議しなければならない。
- 2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、代表者会議に諮った上で、相談の内容、調査結果及び前項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。
- 3 前項の公表にあたっては、申立人の承諾を得なければならない。

(除斥)

- 第10条 議長、副議長及び代表者会議の構成員が申立人又は被申立人となった場合における第6条から第9条までの規定の特則その他本要綱の施行に関し必要な事項は、代表者会議に報告し、協議した後、議長が定める。
- 2 議長が申立人又は被申立人である事案については、第5条第1項及び第2項、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第8条第2項、第9条並びに前項中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えて適用するものとする。
- 3 前項の事案において、当該議長は、第9条第1項の規定により当該事案に関する被害防止措置が協議事項とされる代表者会議に出席することができない。
- 4 前項の代表者会議は、副議長が招集し、その会議を主宰する。
- 5 副議長又は代表者会議の構成員が申立人又は被申立人である事案の被害防止措置が第9条第1項の規定により協議事項とされる代表者会議には、それぞれ当該副議長又は当該代表者会議の構成員は出席することができない。
- 6 前項の規定により代表者会議に代表者が出席できない会派は、代表者会議の他の構成員全員が同意する場合に限り、代理者を出席させることができる。ただし、当該代理者は、他の代表者会議の構成員全員の同意を得なければ発言ができない。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。